

埼玉県警察監察規程

平成 12 年 3 月 22 日

警察本部訓令第 9 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察監察規程

埼玉県警察監察規程（昭和 32 年埼玉県警察本部訓令第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、警察の能率的な運営及び警察職員（以下「職員」という。）の規律の保持に資するために埼玉県警察本部が行う監察に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監察 定期監察、特別監察及び随時監察をいう。
- (2) 定期監察 業務及び服務に関する特定事項を把握するために定期的に行う監察をいう。
- (3) 随時監察 必要に応じて業務又は服務に関する事項を指定して随時に行う監察をいう。
- (4) 特別監察 特定の所属に対し、業務又は服務に関する特定の事項について行う監察をいう。

（監察実施計画の作成）

第 3 条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、毎年度、監察の実施計画（以下「監察実施計画」という。）を作成し、その内容を所属長に通知するものとする。

2 監察実施計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 監察の種類
- (2) 監察の実施項目
- (3) 監察の対象とする所属
- (4) 監察の時期

（公安委員会への監察実施計画の報告）

第 4 条 本部長は、前条第 1 項の規定により監察実施計画を作成した場合は、これを埼玉県公安委員会に速やかに報告しなければならない。

(監察の実施)

第5条 監察は、監察実施計画に基づいて実施しなければならない。ただし、特別監察又は随時監察を別に行う必要があると認めたときは、この限りでない。

(定期監察)

第6条 本部長は、定期監察を実施するときは、次の各号に掲げる事項をそのおおむね7日前までに定期監察を受ける警察署長に通知するものとする。

- (1) 実施の日時
- (2) 実施の要領
- (3) 提出すべき書類
- (4) その他必要と認める事項

2 本部長は、定期監察を実施した場合（第10条第4項に規定する報告を受けた場合を含む。）は、当該定期監察の結果に対する講評を行うものとする。この場合において、改善等の必要があると認めたときは、これを当該警察署長に命じるものとする。

3 前項の規定により改善等を命じられた警察署長は、速やかに当該措置を講じ、その内容を本部長に報告しなければならない。

(随時監察)

第7条 前条第2項及び第3項の規定は、随時監察を実施する場合において準用する。

(特別監察)

第8条 第6条の規定は、特別監察を実施する場合において準用する。

(公安委員への監察実施状況等の報告)

第9条 本部長は、埼玉県公安委員会に対し、監察の実施状況等を監察実施計画の内容に応じ、毎年度1回以上報告しなければならない。

(監察従事者)

第10条 本部長は、次の各号に掲げる者を監察に従事させることができる。

- (1) 警務部首席監察官
- (2) 方面本部長
- (3) 警務部監察官室長
- (4) 警務部監察官
- (5) 警務部監察官室に勤務する職員

(6) 方面本部に勤務する職員

2 本部長は、前項に規定する職員以外の監察従事者を必要とする場合は、警察本部に勤務する職員を監察に従事させることができる。

3 前項に規定する監察に従事する者（以下「監察従事者」という。）は、次の各号に掲げる権限を有する。

(1) 書類等を閲覧し、関係職員に資料の提出を命じ、若しくは説明を求め、又は指定した日時及び場所に出頭を求めること。

(2) 関係職員に対し、職務上の注意又は指示を与えるなどして、応急の措置を講ずること。

4 監察従事者は、監察に従事したときは、その結果を本部長に報告しなければならない。

(監察に対する協力)

第 11 条 監察を受ける所属長は、監察が円滑かつ適正に実施されるよう配慮しなければならない。

(監察官等会議の開催)

第 12 条 警務部長は、効果的な監察を実施するため必要があると認めるときは、監察官等会議を開催することができる。

2 会議の出席者は、方面本部長、警務部監察官室長、警務部監察官及び警務部長が指名するものとする。

(監察上の留意事項)

第 13 条 監察は、次の各号に掲げる事項に留意して行わなければならない。

(1) 厳正かつ公平を旨とすること。

(2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。

(3) 関係者の人権に配慮すること。

(4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

(秘密の保持)

第 14 条 監察従事者は、職務上知った公私の秘密を厳守しなければならない。その職を離れた後も、また、同様とする。

附 則

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日警察本部訓令第 16 号）

- 1 この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。〔後略〕

附 則（平成 18 年 9 月 29 日警察本部訓令第 51 号）

この訓令は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日警察本部訓令第 5 号）

- 1 この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 埼玉県警察事務決裁規程（平成 9 年埼玉県警察本部訓令 33 号）の一部を次のように改正する。

〔以下略〕

附 則（令和 5 年 2 月 10 日警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。